

仏教は日本で何に会ったのか：仏教伝来の再検討

キーワード：末法思想、百濟、「宗教」概念

「佛教と日本」というテーマを考える場合、日本への仏教の伝来について検討することは欠かせない。しかし、信頼できる史料は極めて限定されており、特に思想内容にかかわる研究については大きな困難が伴う。『日本書紀』の仏教伝来記事の史実性が疑問視されているにもかかわらず、伝来当初の状況を説明する際には、『書紀』の描写がほぼそのまま踏襲されている場合が多いのも、関連資料の乏しさに起因する点が大い。本発表では、近年の研究動向を整理しつつ、どのようなアプローチが可能かを探してみたい。

日本への仏教公伝をめぐっては、まずその年代をめぐって、『書紀』に記される欽明天皇十三年と、『元興寺伽藍縁起并流記資材帳（元興寺縁起）』『上宮聖徳法王帝説（帝説）』などに記される欽明天皇戊午年との二説のうち、どちらが史実に近いかをめぐって長らく議論されてきた。

『日本書紀』の仏教伝来記事に、義浄訳『金光明最勝王経』による潤色があることから、その史実性を疑問視し、『元興寺縁起』『帝説』の年代を採用することが通説となっているものの、その場合、『書紀』に記載された欽明天皇在位年代では「戊午年」が存在しない点に大きな問題があった。一方、『書紀』の欽明天皇十三年は、正法五百年・像法千年説にもとづく末法第一年にあたることから、『書紀』における仏教伝来記事全体を末法思想にもとづく説話的性格の強いものとする解釈を生み出すことにもなった。

しかし、史料批判の進展により、『元興寺縁起』や『帝説』についても、無条件に信憑性を認めることはできなくなり、これら両者の所伝と『書紀』の所伝との二者択一ということでは成り立たなくなっている。さらに、百濟を取り巻く国際情勢の検討から、むしろ百濟が危機的な状況にあり倭からの援助を必要としていた欽明天皇十三年の方に高い蓋然性を認める意見も支持を得つつある。また、百濟の聖王（聖明王）の即位年代の検討から、欽明天皇十三年と戊午年はいずれも聖王二十六年に相当し、原拠史料の違いによって両説が生まれている、という見解も注目される場所である。欽明天皇十三年という年代に史料的根拠があるなら、末法思想と関連づける解釈には再検討の余地があることになる。

近年の宗教学では、「宗教」概念そのものへの批判的検討が盛んであるが、このような動向を踏まえるなら、仏教伝来を「宗教」の伝来と考えることには慎重でなければならないであろう。百濟をはじめとする朝鮮半島からの仏教伝来が倭からの援助の見返りであることは極めて蓋然性が高く、そのような威信財として仏教文物がもたらされたとしたなら、それが特別な対応を必要としたり、そもそも国内の先行する儀礼や「信仰」と類比的なものと考えられたりしたかどうかということそれ自体に検討の余地があることになる。

平凡ではあるが、「宗教」や「信仰」といった近代的な枠組みの外挿を避けつつ、仏教伝来記事の史実性を慎重に探ることが、「佛教と日本」の関係を考察する出発点になると思われる。